

終身会員制度のご案内

～満64歳以上の方が対象です～

2020
年度

2018年度の通常総会において、新たに、個人会員の中に終身の区分が設けられることが決まりました。2019年度から実施され、2020年度より会員歴条件が緩和されました。具体的な内容をご案内いたします。

■終身会員制度とは

終身会員制度は、満64歳以上の個人会員（要件あり）が、年齢に応じて一定の会費を一括納付することによって、終身にわたって個人会員の資格を有することができる制度です。

■対象者

次の(1)(2)いずれにも該当し、本人からの申し出があった方

- (1) 個人会員（院生を除く）で、5年以上の会員歴を有する方
- (2) 今年度中に満64歳以上となる方

■手続き方法

- (1) 《会員》 本部事務局宛に、終身会員への区分変更申請（変更届）を行う
- (2) 《本部》 総務委員長の承認手続き
- (3) 《本部》 事務局から会費（終身）の「請求書」を送付
- (4) 《会員》 「請求書」をもとに、会費の振り込み

■年齢による会費（終身）の額

今年度中に達する年齢	一括納付する会費の額（注1）	必要な会員歴（注2）
満64歳	60,000円	5年以上
満65歳	50,000円	5年以上
満66歳	40,000円	5年以上
満67歳	30,000円	5年以上
満68歳	20,000円	5年以上
満69歳	10,000円	5年以上
満70歳以上	申請のみ	5年以上

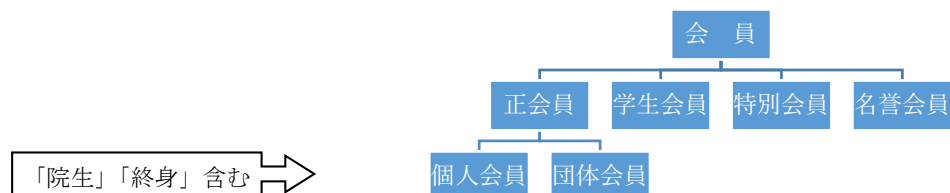
（注1）会費滞納が無いこと。滞納がある場合には、滞納分を合わせて納付する必要があります。

（注2）在籍年数が不足する場合、不足年数分の年齢を先送りして適用します。例えば、満70歳で在籍年数が3年の方は、20,000円を一括納付する必要があります。

■会員継続の意思確認方法

終身会員の方は、総会議案書に同封する「総会出欠はがき」を返送していただくことにより、会員継続の意思ありと確認させていただきます。次年度以降、会員継続を希望される際には、「総会出欠はがき」の返送をお忘れのないようお願いいたします。

■日本環境共生学会の会員区分



日本環境共生学会 本部事務局

〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12
愛知学院大学総合政策学部 森下研究室内
TEL 090-7918-9179
FAX 0561-73-4403
E-mail : jahes@dpc.agu.ac.jp